

大阪コスメ倶楽部規約

(第一章 総則)

第1条(名称)

本会は、大阪コスメ倶楽部と称する。

第2条(目的)

本会は、若手化粧品技術者による自主的な企画運営・参加型の集まりとし、化粧品関連領域の技術及び知識の習得のため、会員相互の交流と関係する分野の相互研鑽に努めることを目的とする。

第3条(所属)

本会は、日本化粧品技術者会大阪支部の下部組織と位置付け、必要に応じて大阪支部勉強部会(以下勉強部会という)のサポートを受け運営する。

(第二章 会員)

第4条(会員資格)

会員は、本会の目的を理解し、以下のいずれかの条件を満たした本会事業年度開始日(4月1日)において35歳未満の者とする。

- (1)前年度に本会会員である者。但し、前年度世話人を務めた者については、35歳以上であっても任期終了後の2年間をアドバイザーとして在籍することを認める。
- (2)化粧品関連領域の研究開発、生産技術、製造、販売に携わり、原則、本会会員及び日本化粧品技術者会会員2名の推薦と世話人の承認を受けた者
- (3)日本化粧品技術者会正会員または準会員
- (4)本会を退会する者から後継者として紹介され、世話人の承認を受けた者

第5条(会員の権利)

会員は、定例勉強会に参加することができる。但し、代理出席を認めない。

(第三章 世話人及び定例勉強会企画担当者)

第6条(世話人)

世話人は4名とし、以下の任務に当たり、任期は2年とする。

世話人代表(1名):総括、大阪支部との調整

世話人副代表(2名):会員の管理、代表・企画担当者のサポート

会計(1名):会計管理、予算・決算報告書の作成

第7条(世話人の選出)

世話人は、任期末までに、会員より選出する。なお、世話人代表は、前年度世話人副代表、会計

を務めた者の中から選出する。本会の目的から、原則として上記以外の世話人の再任は避ける。

第8条(定例勉強会企画担当者)

毎回の定例勉強会の企画担当者は若干名がこれにあたり、会員より選任する。このうち1名は企画担当者経験者とする。本会の目的から、担当回数は2回を限度とする。

(第四章 入退会の手続き及び会員資格の停止)

第9条(入会手続き)

第4条の条件を満たした者は、以下の手順に沿って入会手続きを行う。

- (1)世話人代表へ連絡する。
- (2)所定書式の入会申込書に必要事項を記入し、返信する。

第10条(退会手続き)

下記の者は退会とする。

- 1)退会の意志を世話人代表に届け出た者
- 2)4月1日時点で35歳の者 但し、前年度世話人を務めた者については、35歳以上であっても任期終了後の2年間はアドバイザーとして在籍することを認める。また、4月1日時点で35歳の者については、世話人より該当者に連絡する。

第11条(会員資格の停止)

定例勉強会の出席率が著しく低い者。本会の運営に著しく支障を与えると判断された者は世話人の議を経て会員資格を停止することができる。

(第五章 定例勉強会)

第12条(定例勉強会)

本会の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

本会は、会員による自主運営とし、年数回の定例勉強会を開催する。

<定例勉強会の内容>

- (1)外部講師の講演・実習・技術見学会等
 - (2)企画担当者・会員による講演・フリーディスカッション等
- (定例勉強会后、交流会として簡単な懇親会を行う)

<定例勉強会の企画・立案>

企画担当者が内容、テーマ等を協議し、世話人等と調整の上、決定する。開催日程は、大阪支部事務局と調整する。内容については、会員の希望や、過去の開催内容・形式を考慮し、立案する。

第13条(会員への案内)

会員への案内は、メールにて行う。

世話人は、個人情報保護法等関連法令を遵守し、会員の個人情報の管理を行い、漏洩防止につとめる。

第14条(会費)

定例勉強会の参加費は、開催時に徴収し、原則として3,000円を超えないこととする。ただし、臨時の参加費、教材費等を徴収することがある。

剰余金については、会計がこれを管理し、各定例勉強会の不足が生じた場合、これを補う。

(第六章 活動計画・活動結果・予算及び決算報告)

第15条(活動計画)

本会の定例勉強会の活動計画は、年度末までに会員の意見を集約して決定する。活動結果は、世話人代表が活動報告書を作成し、会員に報告する。

第16条(予算及び決算報告)

会計は、予算及び決算報告書を作成し、会員に報告する。

第17条(連絡会議)

世話人は、勉強部会と年度末に連絡会議を開催し、活動報告、活動計画、予算及び決算報告を行う。勉強部会部会長は、これを大阪支部幹事会に報告する。

(第七章 付則)

第18条(規約の改廃)

本会の規約の改廃は、勉強部会と世話人との連絡会議にて議を行い、直近に開催される定例勉強会にて出席会員の過半数の承認を得て、大阪支部幹事会に報告する。

この規約は、平成26年4月1日より施行する。

制定：平成26年4月1日